

屋内貯蔵所構造設備明細書 記載事項

- ①「**事業の概要**」の欄は、事業の内容について具体的に記入すること。
- ②「**建築物の構造**」の欄は、次により記入すること。
 - ア 建築物全体が屋内貯蔵所の場合は、各項目に建物構造を記入すること。
 - イ 建築物の一部に設置する場合は、各項目とも屋内貯蔵所の用に供する部分の構造を記入すること。
 - ・記入方法は次のとおりとする
 - (a) 階数にあつては、設置する階を記入する。
 - 例：5階建ての2階部分
 - (b) 建築面積、延べ面積にあつては、設置する屋内貯蔵所の用に供する部分の面積を記入する。
 - (c) 屋根又は上階（他用途部分）がある場合は、屋根又は上階の床の構造を記入する。
- ③「**建築物の一部に貯蔵所を設ける場合の建築物の構造**」の欄は、次により記入すること
 - ア 建築物全体が屋内貯蔵所である場合は、記入しない。
 - イ 建築物の一部に設置する場合は、各項目とも建物全体についての建物構造を記入する。
- ④「**架台の構造**」の欄は、架台の材質、設置台数を記入し、自動式ラックの場合はその旨を併記すること。
- ⑤「**採光、照明設備**」の欄は、設置する採光及び照明設備の種類等の概要を記入すること。
 - 例：「安全増防爆型蛍光灯 40W 20本」
- ⑥「**換気、排出の設備**」の欄は、換気又は排出の別、材質、個数、防爆仕様、引火防止網の有無等を記入すること。
- ⑦「**電気設備**」の欄は、照明設備以外の設備についてその概要を記入すること。
 - ただし、総合的に「電気設備に関する技術基準を定める省令により施工」と記入することも認められるものであること。
 - 例：点滅器（防水型）を屋外に設置する。配線は金属管工事とする
- ⑧「**避雷設備**」の欄は、例えば「独立避雷針1基(JIS A4201 2003)」又は「独立架空地線」等と記入すること。
 - なお、当該製造所・一般取扱所が他の施設の避雷設備の保護角内にあるため、避雷設備を設置しない場合は、他の施設の避雷設備の区分及びかっこ書きで他の施設の名称等を記入すること。
- ⑨「**通風、冷房装置等の設備**」の欄は、クーラー（防爆型）等と記入すること。
- ⑩「**消火設備**」の欄は、例えば「第3種二酸化炭素消火設備（全域）」、「第5種（粉末ABC消火器3.5kg）3本」等と記入すること。
- ⑪「**警報設備**」の欄は、危険物の規制に関する規則第37条で規定する区分のうち、設置したものを記入すること。
- ⑫「**工事請負者住所氏名**」の欄は、工事を請け負う法人の名称及び住所並びに工事責任者の氏名、電話番号を記入すること。